

三の一部、六六の四の一部、大字富野字千歳一六九から一七一まで、一七二の一、一七二の二、一七四、一七九、一八〇の一、一八〇の三、一八一、一八二、一八四の一、一八四の二、一八五の一、三二二の一部、三三三の二の一部、四二七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字富野字千歳三六五に隣接する水路である国有地の全部、大字豊岡字三笠五の一、五の八の地先の道路である国有地の一部を大字豊岡字若松に編入する。

大字富野字千歳三二二の一部、三三三の一、三三三の二の一部、三三三の三、三三三の四、四二七の一部、大字豊岡字若松一五二の一部、一五三の一部、一五三の二の一部、一五四の一部、一五六の一部、大字田茂木字鳴見四五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字田茂木字鳴見五一、五三の一、五五の一に隣接する道路である国有地の一部を大字芦野字福泊に編入する。

大字豊岡字三笠一三三の二の一部、一五五の一部、一五六の一部、一五七の一部、一五八の一部、一五九の一、一五九の二、一六〇の一部、一六〇の二、一六一の一部、一六二の二の一部、一六四の一部、一六五から一六七までの各一部、一七二の二の一部、一七九、大字田茂木字鳴見五七の一、五七の三から五七の六まで、六一の二から六一の四までの各一部、六四の一部、三〇四の一部、三〇五の一部、三〇九の二から三〇九の三までの各一部、三二〇の一部、三二〇の二の一部、大字田茂木字望月三六の二の一部、三七の二の一部、三八の一部、三九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字芦野字清水一の一、八の一、八の三、八の九から八の一まで、三三二の三、三三三の四、三四の三、三五の三、三六の四、三七の三、三八の四、三八の九、三八の一、四三三の四に隣接する大字芦野字福泊の道路である国有地の一部を大字芦野字清水に編入する。

大字田茂木字鳴見三〇三の一部、三〇九の二の一部、三一〇の二の一部、大字芦野字清水五六の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに大字田茂木字望月一一の五、一一八の一、一一八の三四、一一八の三六から一一八の四二までに隣接する大字田茂木字若宮の水路である国有地の一部、大字田茂木字若宮一五五、一五七から一五九まで、四一三の七、四一三の一〇、四一三の二〇八、四一三の一、一一、四一三の二七から四一三の二九まで、四一三の三三、四一三の三三、四一三の三四の地先の水路である国有地の一部を大字田茂木字望月に編入する。

大字田茂木字望月四五の一部、四八の一部、四九の一部、五〇の一部、五〇の二の一部、五一の一部、五二の二の一部、五三の二の一部、五四から五六までの各一部、六〇から六二までの各一部、六八の二の一部、六九の二の一部、七二の二の一部

七三の二の一部、七三の三、七三の四、七三の五から七三の八までの各一部、大字田茂木字若宮一四四の三の一部、大字芦野字福泊一一の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字田茂木字若宮六、一四六の一に隣接する道路、水路である国有地の一部を大字田茂木字鳴見に編入する。

大字長泥字玉清水二二八の二、三二二の二の一部、四〇三の二の一部、四〇七の一、四〇九の二の一部、四一〇の二の一部、四一一の二、四一一の三、四一一の五、四一一の六、四一二の二、四一三の二、四一三の七、四一四の二、四一五の二、四一五の二、四一九、四四三、大字田茂木字望月七四、七五の一、七五の二、七六の二、七六の二、七七、七八、一一八の三八の一部、一一八の六一から一一八の六四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部並びに大字田茂木字若宮一四四の一、一四五、一四六の一に隣接する大字田茂木字鳴見の道路である国有地の一部、大字田茂木字鳴見二〇八の七、二一〇の七の地先の道路である国有地の一部を大字田茂木字若宮に編入する。

大字田茂木字若宮一九六の二の一部、一九六の四の一部、一九七の二の一部、一九七の五の一部、一九七の七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに大字長泥字玉清水三二二の三、三三三の一、三三三の三、三三三の四、三三三の二、三三七の一、三三七の三に隣接する大字田茂木字若宮の道路である国有地の一部、大字田茂木字若宮一九九の一の地先の水路である国有地の一部を大字長泥字玉清水に編入する。

青森県告示第四百二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字外重字字滝ノ沢八二の一四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年八月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマビル
三沢市岡三沢二丁目一四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	小嶋商事合名会社 三沢市緑町一丁目一 代表社員 小嶋正吉	変 更 後	小嶋商事合名会社 三沢市緑町一丁目一 代表社員 小嶋茂	変更年月日	平成 一三・八・七
-------	------------------------------------	-------	-----------------------------------	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社亀屋みなみチェーン 青森市卸町二の一七 代表取締役社長 南実	変 更 後	株式会社よこまち 八戸市大字尻内町字八百刈三九 の三 代表取締役社長 横町俊明	変更年月日	平成 一四・七・二四
変 更 前	小嶋商事合名会社 三沢市緑町一丁目一 代表社員 小嶋正吉	変 更 後	小嶋商事合名会社 三沢市緑町一丁目一 代表社員 小嶋茂	変更年月日	一三・八・七

四 届出年月日

平成十四年八月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十四年八月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十二月二十八日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成十四年八月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、武田地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十四年八月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十四年八月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

青森市橋本二丁目九の一八	所 在 地	宅 地	地 目	地 積
		一六四九・三四平方メートル		

青森市橋本二丁目九の二一	宅 地	五四四・〇七平方メートル
計		二一九三・四一平方メートル

二 予定価格 二億七千万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市橋本二丁目九の一八、九の二一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島二丁目の一

青森県庁一階出納局経理課入札室

2 日時

平成十四年九月三十日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十四年九月六日午後一時から、青森市橋本二丁目九の一八、九の二一において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、三戸郡名川町村前地区共同施行西塚正男ほか十二人の行う村前地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年八月二十八日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 規約の写し

二 縦覧の期間

平成十四年八月二十九日から同年九月二十七日まで

三 縦覧の場所

名川町役場

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭